

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)の一部改正に伴い、放課後児童支援員となれる者の範囲を拡げ、併せて字句の整理を行うため、この案を提案する。

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) <u>保育士又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項の国家戦略特別区域限定保育士の資格を有する者</u></p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) <u>次のいずれかの資格を有する者</u></p> <p>ア 保育士</p> <p>イ <u>沖縄県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u></p> <p>ウ <u>沖縄県の区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。)</u></p> <p>(2)～(10) [略]</p> <p>4～5 [略]</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後</p>	

の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。